

情報の教養学  
30分でマスターする著作権④  
「引用」の注意点  
福井健策

2021.5.26  
慶應義塾大学

弁護士(日本、ニューヨーク州)  
日本大学芸術学部 客員教授  
神戸大学大学院 客員教授  
Twitter: @fukuikensaku

# 作品利用と著作権・隣接権

| 利用類型                 | 著作権<br>(文芸*・脚本*・講演・<br>映像・音楽*・美術・写真等) | 著作隣接権<br>(俳優・ダンサー・<br>演奏家等) | 著作隣接権<br>(音源) | 主な例外<br>全利用について:32条引用、46条 建築物など +<br>「柔軟な権利制限規定」 |
|----------------------|---------------------------------------|-----------------------------|---------------|--------------------------------------------------|
| 複製(撮影・デジタル化・サーバ蓄積含む) | ○                                     | △(映画の著作物への録音・録画許諾で消滅)       | ○             | 35条非営利授業での複製、37条・同2福祉利用                          |
| 上演・演奏・上映・口述          | ○                                     | ×                           | ×             | 38条非営利上演・演奏                                      |
| 放送・有線放送              | ○                                     | △(映画・レコードなどへの〃)             | ×**           | (市販CDなど利用可)                                      |
| オンライン公開・配信           | ○                                     | △(録画の許諾や映画への録音許諾で消滅)        | ○             | 31条図書館アーカイブ化、35条非営利授業送信 ほか                       |
| 現物提示                 | 美術等原作品は○                              | ×                           | ×             | 45条所有者の展示                                        |
| 貸与                   | ○                                     | ○***                        | ○***          | 38条非営利貸与                                         |

○: 権利者に禁止権あり=許諾必要、×: 禁止権なし。

\*権利者団体があり、権利者を見つけやすかったり、利用ルールが存在する場合がある。\*\*レコードの放送については報酬請求権あり。\*\*\*発売1年経過後に報酬請求権化。\*\*\*\*全般に、未公表作品の公開利用は要了解。

# (まとめ) 著作権の考え方

①「著作物」を「利用」しているか NO ⇒ 利用可能

↓ YES

②利用を許す例外規定はあるか YES ⇒ 利用可能

↓ NO

③権利は存続中か NO ⇒ 利用可能

↓ YES

④権利者・管理者と連絡可能か YES ⇒ 連絡・条件協議

↓ NO

⑤「利用裁定」が得られるか YES ⇒ 申請後利用可能

↓ NO

(プロジェクトの見直し検討)

# これは許される引用か①

## 京大式辞報道

・・・では常識にとらわれない自由な発想とはどういうことを言うのでしょうか。私が高校生だった1960年代に流行った歌があります。昨年ノーベル文学賞を受賞したボブディランの、“How many roads must a man walk down Before you call him a man? 人間として認められるのに、人はいったいどれだけ歩めばいいの?”という問いで始まる歌です。(歌詞引用続く)・・・これはボブディランが21歳のときに作った歌で、「答えは風に吹かれている」というのは、「風の中にあって、誰もつかもうとしないなら、また飛んでいってしまおう」という気持ちを表したもののなのです。・・・大学には、答えのまだない問いが満ちています。

常識にとらわれない発想とは、これまで当たり前と  
思われてきた考えに疑いを抱いたとき、それから目を  
そらさず、真実を追究しようとする態度から生まれ  
ます。どんな反発があろうと、とっぴな考えと嘲笑さ  
れようと、風に舞う答えを、勇気を出してつかみとら  
ねばならないのです。



- 京都大学 山極総長 平成29年度入学式式辞(同大HPより)

# これは許される引用か②

## 脱ゴーマニズム宣言事件

エイズ問題の安倍<sup>英</sup>・帝京大学副学長当時を、「名誉毀損覚悟で：薬害魔王」(新ゴーマニズム宣言スペシャル・脱正義論)一八頁に仕立てる絵を描き始めたことだ。それだけの描写力がこの頃には十分備わっていた。そしてその技術は凶器となった。

その後、安倍氏のこの顔は繰り返し繰り返し使われ、回を重ねるごとに小林氏の描写力が増すことで、いっそう鮮烈なイメージとなつて読者の脳裏に焼き付けられていった。私なども、後にテレビに出演した彼の顔を見て、よしりんの漫画のイメージとだぶって仕方がなかった。私は、よしりんがイメージをすり込まれてしまっていたのだ。私は安倍氏が薬害エイズ問題に重大な責任を負っていると思う。だが、彼自身の内面に則した把握を私ならしなくてはならないと、今は思うようになった。安易なイメージだけでは、かえって真実から遠くなるように思うからである。



『新ゴーマニズム宣言スペシャル・脱正義論』18頁より

もちろん私は、よしりんがなんらかのイメージを自分自身の内に抱き、描写すること自体を否定しているわけではない。そんなことをしたら漫画そのものが成り立たないし、公的場にいる安倍氏のような者が表現の対象となることは許されるべきだ。しかし、私的な一個人を描く場合には、おのずと限度というものがある。そこには肖像権の侵害、名誉毀損の問題が発生する。ましてや、マインス・イメージを繰り返し描く場合は暴力になる。HIV訴訟の原告である川田龍平君の顔を醜く

マンガ57カットを引用し、  
一部に目線

各1/4ページ以下(書籍  
全体は149ページ)

上杉聰「脱ゴーマニズム宣言」(東方出版)より



# これは許される引用か③

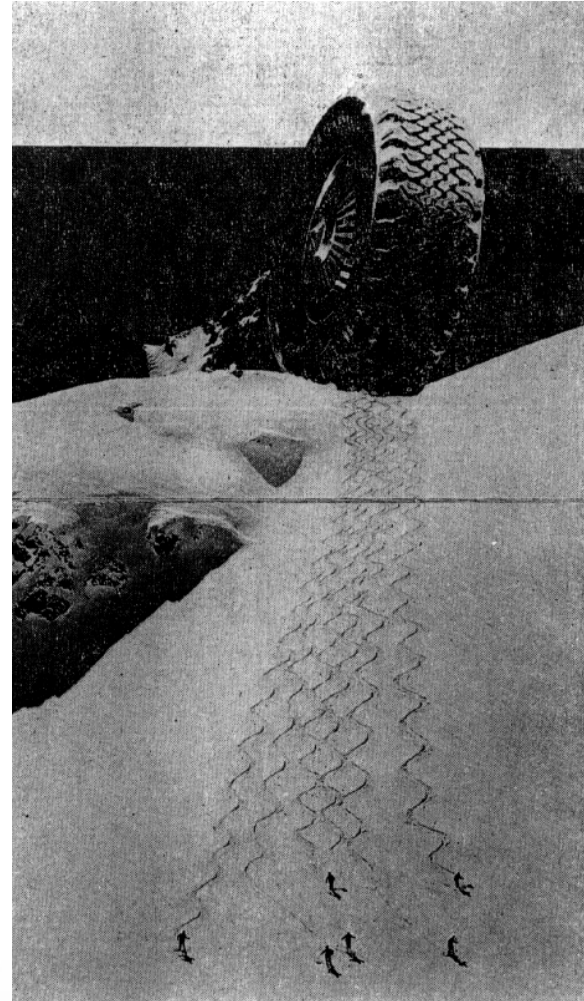
## パロディモンタージュ写真事件



上：白川義員氏作品（オリジナルはカラー）

右：マッドアマノ氏作品（モノクロトリミングし、タイヤ画像を付加）

東京高裁1946年5月19日判決より



# 許される引用の注意点

- ・未公表作品は不可 ※手紙、日記などの引用
- ・明瞭な区別 ※楽譜や図版も引用できる
- ・主従関係(≡説明の補足程度)
- ・必要最小限であること？
- ・改変禁止 ※要約しての引用は？
- ・出典明示